

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年3月5日 現在)

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 原乳 (Raw Milk), 野菜類 (Vegetables), 雑穀 (Grains), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat).

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年3月5日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市	
わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市	
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洗民村の区域に限る。)&及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町	
雑穀	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
水産物	ヒガング	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、暮石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澗川4号堰堤の上流を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)	
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	インガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカナズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控える要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年3月5日 現在)

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年3月5日現在

福島県		出荷制限
雑穀	小豆	H25.1.4～：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25～：須賀川市(旧及沼町の区域に限る。)
	大豆	H25.1.4～：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧高野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H25.2.18～：福島市(旧立山山村の区域に限る。) H25.3.5～：福島市(旧佐倉村及び旧保村の区域に限る。)
穀類	米(平成23年産)	H23.11.17～：福島市(旧小園村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧小園村及び旧月福町の区域に限る。) H23.12.5～：福島市(旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～：二本松市(旧浪川村の区域に限る。) H23.12.9～：伊達市(旧浪川村及び旧高野村の区域に限る。) H23.12.18～：伊達市(旧浪川村の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧堰本村の区域に限る。)
	米(平成24年産)	H24.4.5～ H24.7.26一部解除：福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡山市、船引町、船引町中山小塚及び字下原沢、常楽町福田、常楽町山並びに市内西側福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字倉、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字徳川、原町区高倉字栗原、原町区片倉字津津及び原町区大原字和田城並びに市内西側福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2096林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(護国、小倉寺及び南内台を除く。))、旧平田村、旧藤塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧倉谷村の区域に限る。)、伊達市(旧月福町(月福町月福(園ノ下、松橋川原、川内及び徳ノ原に限る。))及び月福町御代田(北、東、西及び新郷ノ内に限る。))に限る。)、旧津田町(津田町津田に限る。)、旧浪川村(浪川町浪川に限る。)、旧浪川町(浪川町浪川に限る。)、旧浪川町(浪川町浪川に限る。)、旧浪川町(浪川町浪川に限る。))及び浪川町(浪川町浪川に限る。))に限る。)、旧堰本村(浪川町大園(寺邊、清水、清水沢、松平、久保、楡葉、里ノ口、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、浪川町新田及び浪川町新谷に限る。)、旧石戸村、旧上原村、旧浪山村、旧小手村及び旧高野村(浪山村八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木根村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。))及び浪見町(旧大木戸村及び旧白坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
イカナゴの稚魚	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.6～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
		H23.6.17～：真野川(支流を含む。)
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
		H24.3.29～：太田川(支流を含む。)
		H24.4.5～：駿川(支流に限る。)
		H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし駿川を除く。))及び日積川のうち東京電力株式会社川内発電所より上流(支流を含む。)
		H24.6.7～：福島県内の久遠川(支流を含む。)
		H23.6.17～：真野川(支流を含む。)
		H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
		H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流部分に限る。)
		H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし駿川及びその支流を除く。))及び日積川のうち東京電力株式会社川内発電所より上流(支流を含む。)
		H24.5.24～：福島県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)
		H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)
		H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)		
H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。)		
H24.4.12～：駿川(支流に限る。)		
H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(駿川との合流地点から上流部分に限る。))並びに日積川のうち東京電力株式会社川内発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)		
H24.5.31～H24.9.19解除：鉛岩川(支流を含む。)		
ウグイ	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社川内発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))並びに長瀬川(駿川との合流点から上流部分に限る。)	
	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社川内発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(駿川との合流点から上流部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。)	
	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.7.26～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.8.23～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.2.14～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される年は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、真岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪見町、川俣町、大玉村	
	H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡葉町、矢野町、楡町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東崎村、中島村、飯川村	
	H25.1.30～：全域	
	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、浪見町、川俣町、三春町、小野町、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、矢吹町、楡葉町、矢野町、楡町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東崎村、中島村、飯川村	
H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝町		
H25.1.30～：全域		
H24.11.13～：全域		
肉	牛の肉	H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される年は出荷制限の対象から除く。)
	イシシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、真岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪見町、川俣町、大玉村	
	H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡葉町、矢野町、楡町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東崎村、中島村、飯川村	
	H25.1.30～：全域	
	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、浪見町、川俣町、三春町、小野町、鶴石町、石川町、浪江町、古殿町、矢吹町、楡葉町、矢野町、楡町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東崎村、中島村、飯川村	
	H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝町	
	H25.1.30～：全域	
	H24.11.13～：全域	
	ノウサギの肉	H25.1.30～：全域
	ヤマドリ肉	H24.11.13～：全域

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年3月5日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、藤上町 H24.10.30～：青森市	
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道入りも町雄摩岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森県手島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：奥宮高田市、住田町	
	原木くたけ(露地栽培)	H24.4.20～：大船渡市 H24.4.15～：一関市、奥州市、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.7～：花巻市、冬上市、滝野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～：盛岡市	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、奥州市 H24.10.23～：奥宮高田市	
	原木なめこ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.16～：奥州市、奥宮高田市、平泉町	
	キコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：奥州市 H24.10.28～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：滝野市	
	こしあぶら	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：湯沢市 H24.5.15～：奥州市	
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.18～：住田町	
	ぜんまい	H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：一関市、奥州市	
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～：住田町 H24.5.18～：奥州市、奥宮高田市	
	雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(田代清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.11.13～H24.12.12一部解除：奥州市(田代長村の区域に限る。)、一関市(田代町区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～：奥州市(田代村の区域に限る。)	
水産物	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	クロダイ	H24.11.8～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2～H24.11.31解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
肉	ウナギ	H24.5.8～：釜淵川(支流を含む。)、及び妙徳川(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)、及び同県内の北上川のうち四田ダムの上流(支流を含む。ただし、石巻川ダムの上流、石巻ダムの上流、入船ダムの上流、舞所ダムの上流、外山ダムの上流、田原ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池ダムの上流を除く。) H24.5.12～：気仙川(支流を含む。)	
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	ウバの肉	H24.5.19～：全県	
	シカの肉	H24.7.28～：全県	
	ヤマドリ(肉)	H24.10.22～：全県	
宮城県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.8.28～：黒川市 H24.1.16～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：黒川市 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙市、南三陸町 H24.4.12～：黒川市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：巻米市、東松島市 H24.4.27～：船倉市、名取市、加賀町 H24.5.7～：川崎町、大崎町、黒川市 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大蔵村	
	キコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：黒川市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、黒川市 H24.5.9～：加賀町 H24.5.9～：気仙市 H24.5.7～：巻米市、黒川市	
	こしあぶら	H24.5.8～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙市、七ヶ宿町	
	ぜんまい	H24.5.11～：黒川市、丸森町 H24.5.17～：大崎市	
	雑穀	大豆	H25.1.4～：黒川市(田代村の区域に限る。)
	穀類	ソバ	H24.11.18～H25.1.11一部解除：黒川市(田代村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～：大崎市(田代村の区域に限る。)
	水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社北東半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社北東半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		スズキ	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社北東半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		ヒラメ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社北東半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
マダラ		H24.5.30～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガナフグ		H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社北東半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.4.20～：宮城県内の阿婆瀬川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.14～：大倉川の犬倉ダムより上流(支流を含む。)、及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三浦川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、及び三浦川(支流を含む。ただし、三浦川及びその支流並びに三浦川4号堰の上流を除く。) H24.5.28～：江合川のうち鴨子ダムの上流(支流を含む。)、及び三浦川のうち常盤ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～：三浦川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、及び三浦川のうち常盤ダムの上流(支流を含む。)	
ウグイ		H24.5.8～：大蔵川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿婆瀬川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)	
肉		牛の肉	H23.7.28～H23.8.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		インシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～：全県(上記地域を除く。)
	クマの肉	H24.6.25～：全県	
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.9.10～：全県	
茨城県		出荷制限	
原乳		H23.3.23～4.10解除：全県	
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。)	
	カキナ	H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市	
	ハセリ	H23.3.21～4.17解除：全県	
	タケノコ	H24.4.9～：潮来市、小美玉市、つくばからい市 H24.4.13～：石巻市、龍ヶ崎町、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東茨城町 H24.4.28～：北茨城市、大洗町	
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町	
	こしあぶら	H24.4.8～：鹿嶋大滝市、守谷市、つくばからい市 H24.4.13～：ひたちなか市、龍岡市	
	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町	
	インアレイ	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)	
	シロメバル	H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
	水産物	スズキ	H24.4.9～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバル		H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバル		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナマス(養殖を除く。)		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
モンゴスベ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ワナギ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
肉		インシシの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシシの肉を除く。) H23.8.2～：以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除：古河市、常陸市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.9.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.9解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.29解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年3月5日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村	
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
原木しいたけ(露地)	H23.4.13～： 飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～： 南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.6.22解除： 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象